

# 宇治琵琶台地区建築協定書

## (目的)

第1条 この協定は建築基準法（昭和25年法律第201号）及び宇治市建築協定条例（昭和53年条例第38号）に基づき、区域内（以下「協定区域」という）における建築物の敷地、位置、形態に関する基準について協定し、住宅地としての環境を高度に維持増進することを目的とする。

## (名称)

第2条 この協定は、宇治琵琶台地区建築協定と称する。

## (用語の定義)

第3条 この協定の用語の意義は特別に定める場合を除き建築基準法及び建築基準法施行令に、定めるところによる。

## (協定の締結)

第4条 この協定は、協定区域内の土地所有者及び建築物の所有を目的とする地上権又は、賃借権を有するもの（以下「権利者」という）全員の合意により締結する

## (協定の変更及び廃止)

第5条 ①この協定の協定区域、建築物に関する基準、有効期間及び協定違反に対する措置を変更しようとする場合は、権利者全員の合意によらなければならない。  
②この協定を廃止しようとする場合は、権利者の過半数の合意を得なければならない。

## (協定区域)

第6条 この協定区域は、次のとおりとする。

別添区域図のとおり A33~124, B4~122, C1~120, D1~129

但し A42, 49, 50, 61, 65, 68, 113

B31, 99, 115

C19, 86

D2, 8, 10, 11, 15, 18, 101, 106, 111 ~115 の各区画を除いた全 435区画

(建築物に関する基準)

第7条 前条に定める協定区域内の建築物の敷地、位置、用途及び形態は次の各号の基準によらなければならない。

- ① 建築物は、1区画につき1戸建とし個人専用住宅とする。ただし、同一の権利者に属する2区画以上の区画は、1区画とみなすことができる。
- ② 区画の再分割をしてはならない。
- ③ 建築物の外壁(出窓を含む)又は、これに代る柱の面から敷地境界線までの距離は、北側については、1メートル以上とし、その他については、50センチメートル以上とする。  
ただし、独立した物置、その他これに類するもので軒の高さが2.3メートル以下でかつ床面積の合計が、5平方メートル以内であるもの、地下車庫、機械室、その他これらに類するもの及び簡易なカーポート、バルコニー、物干場その他これらに類する用途に供するものについては、この限りでない。

(有効期間)

第8条 ①この協定の有効期間は、知事の認可のあった日から10年間とする。但し、期間満了前に協定者の過半数の申し出が無ければ、この有効期間は自動的に更新するものとする。違反者の措置に関しては、期間満了後も、なお、効力を有するものとする。

②この協定は、知事の認可のあった日以後において協定区域内の権利者になった者に対しても、その効力を有する。

(届け出)

第9条 建物の新築等などで建築確認申請を行う場合は、事前に第12条に定める委員会に届け出なければならない。

(違反者の措置)

第10条 ①第7条の規定に違反した者のあった場合、第11条に定める協定運営委員会の決定に基づき、当該権利者に対して工事施工の停止を請求し、かつ文書をも

って相当の猶予期間内に違反行為を是正する為の必要な措置を請求するものとする。

②前項の請求を受けた当該権利者は遅滞なく、これに従わなければならない。

(裁判所への出訴)

第11条 ①前条第1項に規定する請求があった場合で、当該権利者がその請求に従わないときは、委員長は、その強制履行又は当該権利者の費用をもって第三者に、これを行わせることを管轄裁判所に請求するものとする。

②前項の訴訟手続等に要する費用は、当該権利者の負担とする。

(委員会)

第12条 ①この協定の運営に関する事項を処理する為、協定運営委員会（以下「委員会」という）を設置する。

②委員会は、委員若干名をもって組織する。

③委員は、協定者の互選により選出する。

④委員の任期は1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残存期間とする。

⑤委員は、再任されることができる。

(役員)

第13条 ①委員会に次の役員を置く。

委員長 1名

副委員長 1名

会計 1名

②前項役員は、委員の互選により選出し、協定運営のための業務を遂行する。

③委員長は、協定運営の業務を総理し、委員会を代表する。

④副委員長は、委員長に事故のあるとき、その職務を代理する。

⑤会計は委員会の経理に関する業務を処理する。

(補 則)

第14条 前2条に規定するほか、委員会の組織、運営議決の方法等に関して、必要な事項は別に定める。

(付 則)

第15条 本協定は、知事の認可のあった日から効力を発する。

この協定書は4部作成し、2部を京都府知事、1部を市長に提出し、1部を委員長が保管し、その写を協定者全員が保管するものとする。

建築協定代表者 住 所  
氏 名

## 建築物の届出書

平成 年 月 日

宇治琵琶台地区

建築協定運営委員会委員長殿

届出者 住 所  
氏 名  
TEL

印

宇治琵琶台地区建築協定区域に、建築物の建築をするにあたり  
宇治琵琶台地区建築協定運営委員会細則第8条の規定に基づき、  
届け出をいたします。

### 記

1. 建築場所 区画番号
2. 建築物の用途 専用住宅
3. 建築の種別 新築、増築、改築、その他（ ）
4. 敷地面積
5. 提出書類 位置図、配置図、その他